

農地の貸し借りは 農地中間管理事業で

地域で話し合った将来像(地域計画)の実現に向け
和歌山県農業公社が農地貸借契約の手続きを行います

出し手



メリット

- 貸付期間の終了で農地は返却します。
- 賃借料は農業公社が支払います。
- 契約終了前に更新通知をお送りします。
- 借入農地の適正管理に努めます。

農業公社



借受

貸付

連携

市町村

農業委員会

振興局

等の団体

受け手



メリット

- 経営規模の拡大や集約化ができます。
- 複数農地の賃借料を農業公社へまとめてお支払い。
- 適正な管理で契約期間内は耕作者の権利を守ります。

農地中間
管理事業
とは…

- 市町村が策定する地域計画を実現するために事業を実施します。(裏面参照)
- 市街化区域外であれば農地中間管理事業での貸借が可能です。
- 賃貸借、使用貸借どちらも契約することができます。
- 賃貸借は金納のみです。(物納は取り扱いません。)
- 荒廃農地や受け手が見つからない場合などは借受できないことがあります。

農地中間管理事業のご相談

農地を貸したい方、借りたい農地がある方は、市町の農業担当課、農業委員会事務局、または、県振興局農業水産振興課、和歌山県農業公社へご相談ください。

和歌山県農業公社からのお知らせ 令和7年度からの変更について



①農地の貸借手続きが大きく変わりました！

改正前

農業経営基盤強化促進法に基づく

受け手と出し手の
直接交渉の上の契約
(農家同士の相対契約)

農業公社が間に入った
農地の利用権設定
(公社の仲介による契約)

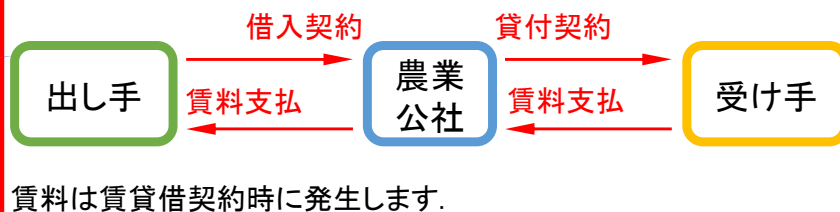
廃止

地域計画(目標地図)※に
基づいた農地貸借に**一本化**

改正後

市町が「**地域計画※**」を策定
地域の話合いにより、農地の出し手と
受け手の意向を調整し、地域計画に反映

【**農地貸借の権利移転事務の一本化**】
農業公社は地域計画に基づき、出し手農家
(地権者)から農地を借り受け、受け手農家
(農業者)に貸し付ける権利設定の事務を行う。



賃料は賃貸借契約時に発生します。

※地域計画：地域での話合いをもとに市町が策定。目指すべき将来の農地利用を明確化した計画。

②農地貸借の受付窓口が変更されました！

●令和7年度から農地のある市役所、町役場又は農業委員会事務局が受付窓口になりました。

窓
口

お近くの
JA(農協)

変更

市役所(町役場)
農業委員会事務局

地域計画・目標地図
の作成・見直し

③農地相談員を配置しました！

●農業公社の農地相談員を県の各振興局農業水産振興課に配置しました。(有田地域はJA地域本部内)

【農地貸借契約を締結している方への対応業務内容】

海 草： 内田(ウチタ)
那 賀： 阪口(サガチ)
伊 都： 山本(ヤマモト)
有 田： 辻(ツジ)
日 高： 柿木(カキノキ)
日 高： 野畑(ノハタ)
西牟婁： 愛須(アイス)
東牟婁： 坂井(サカイ)

- ・農地中間管理事業に関する相談窓口
- ・マッチングサポート(市町の地区外の受け手候補者に係る情報提供・調整)
- ・農地の適正管理への対応(市町・農業委員会と連携実施)
- ・解約対応(農地貸借の解約交渉等)

上記については、農地相談員へご連絡ください。



詳細はQRコードへ

【お問い合わせ先】

○公益財団法人 和歌山県農業公社(農地中間管理機構)

〒640-8263 和歌山市茶屋ノ丁2-1 和歌山県自治会館6階

TEL: 073-432-6115 / FAX: 073-422-4031 / E-mail: wanouko@alpha.ocn.ne.jp